

議案第 29 号

佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成 5 年佐倉市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 4 を同表備考 5 とし、同表備考 3 を同表備考 4 とし、同表備考 2 を同表備考 3 とし、同表備考 1 の次に次のように加える。

- 2 入場料その他これに類するものを徴収して使用し、又は営利（撮影者の撮影を除く。）を目的として使用する場合は、単位時間における使用料の 1 0 割の額を割増料金として別に徴収する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 1 0 条、第 1 1 条関係）
利用料

区分		基本料 （1 点 1 回につき）
撮影	学術研究用	3 3 0 円
	その他	2, 2 0 0 円
模写・模造		2, 2 0 0 円
熟覧		1 6 0 円
写真原板及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の使用	学術研究用	3 3 0 円
	その他	2, 2 0 0 円

備考

- 1 屏風は、1 双を 1 点とする。
2 2 巻以上で 1 そろいをなす卷子は、3 巻までごとに 1 点とする。
3 対幅は、3 幅までごとに 1 点とする。

- 4 撮影は、1点中の各作品について、原板又は画像に係る電磁的記録3点までごとに1回とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後の佐倉市立美術館の使用に係る使用料であって、令和7年12月1日（以下「基準日」という。）以後に使用の承認の申請があったものについて適用し、適用日前の佐倉市立美術館の使用に係る使用料及び基準日前に使用の承認の申請があった佐倉市立美術館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第3の規定は、適用日以後の佐倉市立美術館の美術作品等の撮影、模写、模造、熟覧等（以下「特別利用」という。）に係る利用料であって、基準日以後に特別利用の許可の申請があったものについて適用し、適用日前の特別利用に係る利用料及び基準日前に特別利用の許可の申請があった特別利用に係る利用料については、なお従前の例による。